

## ビジネスチャレンジ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学ネットワークふくおか（以下「大学ネット」という。）が実施するビジネスチャレンジ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、大学生が大学の外の社会とつながり、具体的な活動を実践することにより、大学生の創業マインド、チャレンジ精神を醸成するとともに、社会人基礎力を持つ人材の育成を推進することを目的とする。

(対象団体)

第3条 事業の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 原則として、3人以上の大学ネット加盟大学の学生を含む学生等で構成されていること。

(2) 次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合にあっては、その役員）となっている団体

オ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(対象事業)

第4条 対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、起業、ビジネスの提案等、創業マインドの醸成につながる学生主体の活動であり、新規の取り組みまたは、既存の取り組みを大幅に発展、改善させる取り組みとする。なお、対象事業の主な例示は次のとおりとする。

(1) 独自のビジネスの立ち上げ

(2) 地元企業と連携したビジネスプランの提案・実施

(3) 起業家による学生向けセミナーの実施

(4) 商店街の活性化支援

(5) 製品のセールスプロモーションの実施

(6) 観光客増に向けた活動

(7) 社会的課題解決の取組

(第5条削除)

(対象事業の提案)

第6条 大学ネットの支援を受け対象事業を実施することを希望するときは、ビジネ

スチャレンジ事業申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて大学ネットワークふくおか事務局長に提案しなければならない。

- (1) 事業収支計画書
- (2) その他事務局長が必要と認める書類

（審査・決定）

第7条 事務局長は、対象事業の提案者から提案があった事業をビジネスチャレンジ事業審査会に諮り、審議の上、採用の可否を決定する。

2 事務局長は、採用の可否を決定したときは、すみやかに提案者に対し通知するものとする。

（奨励金の交付）

第8条 事業を採用されたグループ（以下「採用グループ」という。）には、奨励金20万円を上限として交付する。

（実施期間）

第9条 対象事業の実施は、原則当該年度の7月から翌年1月までの大学ネットが指定した期間とする。

（事業内容の変更）

第10条 採用グループが、第7条第2項の規定による通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめビジネスチャレンジ事業変更申請書（様式第2号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象事業の内容の変更（軽微の変更を除く。）をするとき
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止するとき

（報告会）

第11条 事業完了前に、中間報告会を実施する。また、事業完了後に、成果報告会を実施する。

2 採用グループは、前項の報告会にて活動内容を発表しなければならない。

（実績報告）

第12条 採用グループは、対象事業が完了したときは、速やかにビジネスチャレンジ事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて事務局長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 事業の経過または成果を証する書類等事務局長が必要と認める書類

（委任）

第13条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。